

各 位

会 社 名 株式会社ジョイント・コーポレーション  
代表者名 取締役社長 東海林 義信  
(コード番号 8874 東証第2部)  
問合せ先 専務取締役 関根 達也  
(TEL. 03 - 3780 - 7733)

## 無担保新株引受権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成12年6月2日開催の当社取締役会において、当社の取締役、監査役、従業員の一部および子会社の取締役の一部および従業員の一部に対し、新株引受権証券を取得させることを目的として、国内における無担保新株引受権付社債の発行を決議致しました。

このインセンティブ・プランは、当社業績の一層の向上を図るために実施されるものであります。

当社の取締役、監査役、従業員の一部および子会社の取締役の一部および従業員の一部に新株引受権を付与することにより、会社業績の向上が株価上昇を通じて自らの報酬に反映されることとなるため、取締役および従業員の企業実績、企業価値を高めようとする一層の動機付けになり、株主と社員の利害を一致させ、ひいては株主・投資家の皆様の利益拡大に寄与するものと考えております。

なお、本新株引受権付社債の発行概要は下記のとおりです。

### 記

1. 社債の名称 株式会社ジョイント・コーポレーション第2回無担保新株引受権付社債
2. 発行総額 金574,992,000円
3. 各社債の金額 金114,998,400円の種類
4. 社債券の形式 無記名式利札付に限る
5. 発行価額 額面100円につき金106円  
(うち社債の発行価額金100円、新株引受権の発行価額金6円)
6. 利率 年2.95%
7. 償還金額 額面100円につき金100円
8. 償還期限 平成15年6月22日(日)
9. 募集期間 平成12年6月15日(木)～平成12年6月21日(水)
10. 払込期日 平成12年6月22日(木)
11. 募集の方法 大和証券エスピーキャピタル・マーケット株式会社の総額買取引受とする。
12. 担保・保証 本社債には物上担保ならびに保証は付されておらず、また本社債のために特に保留されている資産はない。
13. 財務上の特約 「担保提供制限条項」が付されている。

14. 期中償還方法 本社債の買入消却は、未行使の本新株引受権にかかる株式の発行価額の総額が、現存する本社債の総額を超えない限り、発行日の翌日以降、いつでもこれを行うことができる。

15. 利 払 日 毎年6月22日および12月22日

16. 元利金支払場所 株式会社ジョイント・コーポレーション 本店

17. 引 受 会 社 大和証券エスピーキャピタル・マーケッツ株式会社

18. 新株引受権に関する事項

(1)新株引受権の付与の割合

100%。各新株引受権証券は、発行価額合計額 2,376,000 円（以下「割当金額」という。）の新株式を引受ける権利を表章する。

(2)新株引受権の行使により発行する株式の発行価額総額

金 574,992,000 円

(3)新株引受権の行使により発行する株式の内容

当社額面普通株式（1株の額面金額 50 円）

ただし、当社が発行する株式を無額面普通株式とした場合は、当社無額面普通株式とする。

(4)新株引受権の行使の条件

本新株引受権の行使により発行する当社額面普通株式1株の発行価額（以下「行使価額」という。）は、4,752 円（平成 12 年 6 月 1 日の東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値である 4,320 円の 10%アップ）とする。

新株引受権の行使により発行すべき当社額面普通株式の株式数は、次のとおりとする。

$$\text{株 式 数} = \frac{\text{所持人が本新株引受権の行使請求のため提出した新株引受権の割当金額の合計額}}{\text{行 使 価 額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

行使価額の調整

行使価額は、当社が本新株引受権付社債発行後、時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合には、次の算式（マーケット・プライス方式）により調整される。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、行使価額は、株式の分割または併合ならびに時価を下回る転換価額もしくは発行価額をもって株式に転換しうる証券の発行もしくは新株を引受ける権利を付与された証券の発行等が行われる場合にも調整されるものとする。ただし、行使価額は、当社額面普通株式の額面金額を下回らないものとする。

(5)新株引受権の行使請求期間

平成 12 年 12 月 1 日から平成 15 年 6 月 20 日まで。

ただし、当社が本社債について期限の利益を喪失した場合には、それ以後本新株引受権を行使することはできない。

(6)新株引受権の一部行使

各新株引受権証券に表章される新株引受権の一部行使はできないこととする。

(7)新株引受権の譲渡

新株引受権は、社債と分離して譲渡することができる。ただし、下記 19 . 記載の当社取締役、監査役、従業員の一部および当社子会社の取締役の一部および従業員の一部は、当社ならびに当社子会社と締結する覚書により、原則として新株引受権を譲渡することができない。

(8)行使価額中資本に組入れない額

行使価額（調整された場合調整後の行使価額）より資本に組入れられる額を減じた金額とする。資本に組入れられる額とは、行使価額（調整された場合調整後の行使価額）に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。ただし、新株引受権の行使により当社額面普通株式を発行する場合で、上記により、算出された資本に組入れる額が当社額面普通株式の額面金額を下回るときは、当該額面金額を資本に組入れる額とする。

(9)払込取扱場所

中央三井信託銀行株式会社 渋谷東支店

(10)新株引受権の行使請求受付場所

株式会社ジョイント・コーポレーション 本店

19 . 当社が発行する本新株引受権証券については、払込期日に全額買い戻した後、当社取締役および監査役に対しては取締役報酬または監査役報酬の一部として支給するとともに当社従業員の一部の者および当社子会社に対して売却する。

20 . 上記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

(ご参考)

本新株引受権社債の発行に伴い、証券取引法施行令第 20 条第 1 項に規定する安定操作取引は行われません。

以 上

## 新株引受権証券の売出しに関する事項

1. 銘柄名	株式会社ジョイント・コーポレーション第2回新株引受権証券
2. 売出しにかかる証券の所有者	株式会社ジョイント・コーポレーション
3. 売出数	154枚
4. 売出価額の総額	21,954,240円
5. 売出価格	142,560円
6. 申込単位	1枚
7. 申込期間	平成12年6月15日(木)～平成12年6月21日(水)
8. 受渡期日	平成12年6月23日(金)
9. 申込受付場所	上記2.記載の売出しにかかる証券の所有者
10. その他	今回の売出しは、当社従業員の一部および当社子会社を対象とした業績対応型報酬制度に伴うものである

以上